

# 第5回自治基本条例を創る会を開催しました

- 6/14(月)に、第5回目となる「創る会」を開催しました。
- 今回は、「議会の役割と責務」「市長の役割と責務」「市の職員の責務」
- 「総合計画」について、グループに分かれて話し合いを行いました。
- 当日資料及び参加者の意見のまとめは、2ページ以降をご覧ください。

## 【次第】

- 1 前回(5/31)の振り返り
- 2 資料提供（グループワークのための参考資料等の説明）
- 3 グループワーク
- 4 市長あいさつ



★市民はまちづくりの主体です。まちづくりに参加すること、市政の情報を知ることができます。  
★市民はお互いに理解し、協力し合ってまちづくりを進めます。  
☞ 10ページ【第6条～第9条】



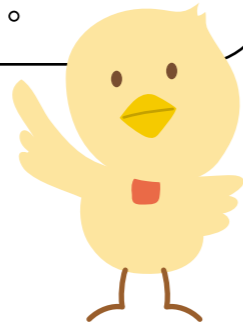
## 市民

★市は情報を分かりやすく積極的に提供します。  
★市民参加の制度を充実させ、年齢、性別、障がいの有無などによって参加しづらくなることのないよう配慮します。  
★市民が進めるいろいろな活動を応援します。特に身近な地域のまちづくりを大切にします。  
☞ 13～15ページ【第21条～第29条】

市民、議員、市長、職員、それぞれに役割があるんですね。



みんなが自分の役割を果たして、協力しながら、まちづくりをしていくんです。



まちづくりは  
市民が主体

連携して  
まちづくり

身近な  
地域の  
まちづくり

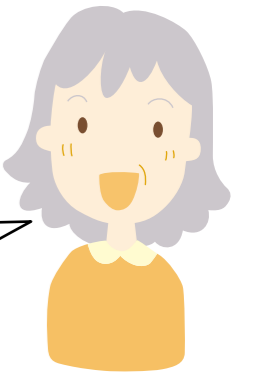
情報共有

市民参加

## 議員（議会）

## 市長・職員

これで情報が分かりやすくなったり、参加がしやすくなるんですね。



★議会は市民の意見を反映し、市の重要な事柄を決定します。  
★行政の仕事をチェックします。  
★会議を公開し、情報を積極的に提供します。  
☞ 10～11ページ【第10条～第12条】



★市長は市民の意見を聞いて、市の仕事に生かします。  
★職員は市民の視点に立って、公正、能率的に仕事をします。  
★市の仕事は計画的に進め、健全な財政運営に努めます。  
☞ 11～13ページ【第13条～第20条】



討議用資料（H22.5.12 現在）	素案たたき台
<p>（議会の役割と責務）</p> <p>第8条 議会は、憲法に定める地方自治の本旨を実現するため、市政について評価・監視すると同時に、時代に即応したまちづくりを推進するため積極的に政策を立案します。</p> <p>2 議会は、市民に開かれ、市民が参加しやすいまちづくりができるよう公平性・透明性・独自性を確保した運営に努めます。</p> <p>（議員の役割と責務）</p> <p>第9条 議員は、全市地域の課題や市民の意見を的確に把握し、<u>特定の地域に偏重することなく市政全体の観点から的確な判断を行い、議会の権限を適切に果たせるよう努めます。</u></p> <p>【解説等】</p> <p>地方自治法には、議会は条例の制定や改廃、予算の議決を行うことが定められています。また、議会には市長をトップとする行政機関との適切な緊張関係を保ち、行政をチェックする役割があります。</p> <p>議会が市民に身近な存在となるためには、議員がどのような意見を持ち、審議を行っているか、市民に積極的に示していくことが重要です。特に、争点となっている市政課題については、賛否双方の意見や理由、根拠などを市民に対して</p>	<p>（議会の役割と責務）</p> <p><b>第8条 修正なし</b></p> <p>（議員の役割と責務）</p> <p>第9条 議員は、全市地域の課題や市民の意見を的確に把握し、<u>市民全体の福利の向上を目指して活動し、議会の機能</u>を適切に果たせるよう努めます。</p> <p>【解説等】</p> <p>地方自治法には、議会は条例の制定や改廃、予算の議決を行うことが定められています。また、議会には市長をトップとする行政機関との適切な緊張関係を保ち、行政をチェックする役割があります。</p> <p>議会が市民に身近な存在となるためには、議員がどのような意見を持ち、審議を行っているか、市民に積極的に示していくことが重要です。特に、争点となっている市政課題については、賛否双方の意見や理由、根拠などを市民に対して</p>

討議用資料（H22.5.12 現在）	素案たたき台
<p>明確に示す必要があります。<u>また、市民も議会が発信する情報に関心を持ち、理解しようと努力しなければなりません。</u></p> <p>市民の代表者である議員は、広く市民の意見や考えを積極的に収集して取りまとめ、議会での議論に反映することによって、市民との<u>信頼をいっそう高めることになると考えます。</u></p>	<p>明確に示す必要があります。_____</p> <p>市民の代表者である議員は、広く市民の意見や考えを積極的に収集して取りまとめ、議会での議論に反映することによって、市民との<u>協調のもと、まちづくりを推進していきます。</u></p>
<p>【参考】議会基本条例（抜粋） （前文）</p> <p>牧之原市議会(以下「議会」という。)は、市長及び議会の二元代表制のもと、自治体行政の執行について評価及び監視機能並びに立法機能を発揮するとともに、政策立案、提言等を積極的に行うことにより、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。</p> <p>議会は、役割と責務に基づく合議制の機関であり、市民の福祉実現の義務を負い、自らの創意と工夫によって市民との協調のもと、<u>牧之原市のまちづくりを推進していくものである。</u>（後略）</p> <p>（議員の活動原則）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表としてふさわしい活動すること。</p> <p>(3) 議会の構成員として、<u>市民全体の福利の向上を目指して活動すること。</u></p>	

## 6/14「創る会」意見交換での意見抜粋

議会の役割と責務	・議会の組織、議員の定数について、規定が必要では？→報酬(調査者) ⇔ 議会基本条例との関連
	・市民の意思を反映、意見を聞くべき。→解説は良い
	・修正前の第9条の「特定の地域に偏重することなく」は、牧之原市の現状(合併後)を反映している？
	・修正前の第9条の「議会の権限」の説明がないので良くわからない。 (権限⇒機能に修正したので…)
	・第8条第2項の「市民に開かれ、市民が参加しやすいまちづくりができるよう公平性～」とある。現状の相良庁舎の議会開催と関連があるのか？
	・修正前の解説文中の『信頼』という言葉は残したい→修正後の解説文を「市民との信頼・協調のもと」(＝協調の前に『信頼・』を加える)としたい
	・適切な緊張関係 → ピリピリ感を感じる。「緊張と協調のバランスが良い」ような言葉に言い替えた い。
	・9条「権限」→「機能」 役割と責務、機能と権限
市長の役割と責務	・9条「福利」⇔10条の解説「福祉」…整合性
	・議員の役割の「福利の向上」と、市長の役割の「福祉向上」を使い分ける必要があるか？⇒議会基本条例の「福利の向上」については、議会事務局に確認したところ「議論の結果、福利という言葉になった」とのことだったので、そのまま使い分けをする。
市の職員の責務	・第3項「市民自治」と、第5条の自治運営の基本原則の「住民自治」は言葉を統一しても良いかも？ 又は「市民自治による」を「市民との協働によるまちづくり」に言い替えるか？
総合計画	・解説文中「長期的な市のまちづくり云々…」の長期的がどれぐらい長期なのか？ (10年先？ 30年先？ 50年先？) ⇒「具体的にはH27年までです」
	難しくてわからない。もっと専門知識のある方を選出してはどうか？
	・第14条 総合計画「等」の中身を解説の中に加えて欲しい。一般の方は「等」から想像できない。
	・下位条例の制定を入れたら。2～3年かかっても。

※ 委員の皆様からたくさんの意見をいただきましたが、今回掲載するのは、条例内容に直接関わりがある意見とさせていただきます。  
また、重複している意見や書いた方の意図が明確に示せないものについては掲載しておりませんのでご了承ください。

討議用資料（H22.5.12 現在）	素案たたき台
<p>（総合計画等の策定）</p> <p>第 12 条 市は、基本構想及びこれを具体化するための基本計画（以下これらを「総合計画」という）を、<u>まちづくりの基本原則にのっとり策定しなければなりません。</u></p> <p>2 <u>市は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合及び計画間の体系化を図らなければなりません。</u></p> <p>3 <u>市は、総合計画と行政評価とが連動した予算編成及び執行に努め、目標の数値化に努めなければなりません。</u></p> <p>（計画策定への参加）</p> <p>第 13 条 市は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際し、<u>広範な市民が参加する機会を保障します。</u></p> <p>（進捗状況の評価・見直し）</p> <p>第 14 条 <u>総合計画の進捗状況を明らかにするとともにその評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な見直しを行うこととします。</u></p>	<p>（総合計画等の策定）</p> <p>第 12 条 市は、基本構想及びこれを具体化するための基本計画（以下これらを「総合計画」という）<u>並びに、その他の計画の策定に当たっては、この条例の基本理念、基本原則に沿って策定するものとする。</u></p> <p>総合計画等の策定にあたっては、この条例の基本理念・原則を踏まえて策定する。 文言の整理</p> <p>2 <u>削除</u> 前項に含めることとした。</p> <p>3 <u>削除</u> 第 16 条の行政評価の規定が削除されることに伴うもの</p> <p>（計画策定への参加）</p> <p>第 13 条 <u>削除</u> 第 5 条の基本原則 「市民参加の原則」に参加の機会を保障しているため。</p> <p>（進捗状況の評価・見直し）</p> <p>第 14 条 <u>総合計画等の進捗状況を明らかにするとともにその評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な見直しを行うこととします。</u></p>

討議用資料（H22.5.12 現在）	素案たたき台
<p>【解説等】</p> <p>まちづくりを着実に進めていくために、市は、将来予測に基づく明確な目的、目標を示した計画的な行政運営を行う責任があります。牧之原市では、<u>地方自治法に基づき</u>議会の議決により<u>定める基本構想</u>と、それに基づく基本計画、それを実行するための実施計画（＝戦略プラン）が策定されています。<u>地方自治法第2条第4項において、「市町村は総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め」、これに即して事務処理を行うように定めており、総合計画は、基本構想に基づいた基本計画、実施計画の総体を表すもので、長期的な市のまちづくりのビジョンを示すものであり、そこには、市民の意向が適切に反映されることが基本です。</u></p> <p>また、総合計画策定後は市民への周知を図るとともに、適切な進行管理を行うことを定めています。</p>	<p>【解説等】</p> <p>まちづくりを着実に進めていくために、市は、将来予測に基づく明確な目的、目標を示した計画的な行政運営を行う責任があります。牧之原市では、<u>_____</u>議会の議決により<u>定められた基本構想</u>と、それに基づく基本計画、それを実行するための実施計画（＝戦略プラン）が策定されています。<u>_____</u></p> <p><u>_____</u>総合計画は、基本構想に基づいた基本計画、実施計画の総体を表すもので、長期的な市のまちづくりのビジョンを示すものであり、そこには、市民の意向が適切に反映されることが基本です。</p> <p>また、総合計画策定後は市民への周知を図るとともに、適切な進行管理を行うことを定めています。</p> <p>(地域主権推進一括法 22.6 公布 23.4 施行) 自治法 義務付けの廃止の場合</p>

討議用資料（H22.5.12 現在）	素案たたき台
<p>（市の職員の責務）</p> <p>第11条 市の職員は、<u>全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければなりません。</u></p> <p>2 市の職員は、<u>職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければなりません。</u></p> <p>【解説等】</p> <p>本条は、市長等の補助機関として市政運営に携わる職員について、職務を遂行する上での責務を明らかにするために設けたものです。<u>市政運営に携わるすべての人は、当然のことながら全体の奉仕者でなければならないことを明らかにするため、市長のほかに市長等の補助機関である職員（副市長以下の職員）について、「全体の奉仕者」と本条で規定することにより、改めて基本に立ち返り、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならないことを定めたものです。</u></p> <p>第1項は、<u>地方公務員法に定められている公務員としての責務を改めて規定したものです。「市の職員」とは、いわゆる一般職の正規・臨時の職員のほか、特別職である副市長や非常勤特別職である各種審議会の委員等を含むものです。本条例における「法令」とは、国会が制定する「法律」と、国の行政機関が制定する「命令」、地方公共団体が制定する「条例、規則等」と</u></p>	<p>（市の職員の役割と責務）</p> <p>第11条 市の職員は<u>自治運営の基本原則にのっとり、職務を遂行しなければなりません。</u></p> <p>2 市の職員は<u>自らも地域の一員であることを認識して市民との信頼関係づくりに努め、まちづくりに積極的に取り組まなければなりません。</u></p> <p>3 <u>市の職員は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な能力の向上に絶えず努めなければなりません。</u></p> <p>【解説等】</p> <p>本条は、市長等の補助機関として市政運営に携わる職員について、職務を遂行する上での<u>役割と責務</u>を明らかにするために設けたものです。<u>職員は、市民が市長に信託した市政を遂行する立場ですが、市民にとって日常的に関わる機会の多い身近な存在です。行政の手続きや内部の仕組みに精通している職員は、行政の専門家として、その知識や経験を活かし、市民サービスの改善・向上に努めなければなりません。</u></p> <p>第1項は、<u>第5条で規定する自治運営の基本原則に基づいて、職務を遂行しなければならないことを定めたものです。「市の職員」とは、いわゆる一般職の正規・臨時の職員のほか、特別職である副市長や非常勤特別職である各種審議会の委員等を含むものです。</u></p>



討議用資料（H22.5.12 現在）	素案たたき台
<p><u>を合わせたものをいいます。「全力を挙げて」とは、一般職の職員については、その勤務時間中、特別職の職員については、その職務を遂行する際、能力のすべてを職務に集中することをいいます。</u></p> <p>第2項は、<u>地方分権時代を迎え、協働のまちづくりなどを進めていく中で市の職員には新たな能力や資質が求められることを踏まえ、職務の遂行に必要な能力の開発と自己啓発に努めなければならないことを定めたものです。</u></p>	<p>第2項は、<u>職員も一市民として生活する中で、市民とともに考え、行動することにより、市民の市政に対する理解や信頼を深めてゆきながら、率先してまちづくりに取り組んでいくことを定めたものです。</u></p> <p>第3項は、<u>地方分権時代を迎え、協働のまちづくりなどを進めていく中で市の職員には新たな能力や資質が求められることを踏まえ、職務の遂行に必要な能力の開発と自己啓発に努めなければならないことを定めたものです。第2項で述べたように、職員が市民との信頼関係づくりに努めることで、目指すまちの姿を実現するための政策立案能力やコミュニケーション能力の向上につながり、市民の視点を活かした、公正効率的できめ細やかな市政運営が行われることになると思います。また、市民意見を市政に反映させる仕組みを、市民とともに作り上げていくという姿勢も必要です。</u></p>

討議用資料（H22.5.12 現在）	素案たたき台
<p>（市長の役割と責務）</p> <p>第10条 市長は、<u>市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、職務を公正かつ誠実に執行しなければなりません。</u></p> <p>2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければなりません。</p> <p>3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければなりません。</p> <p>4 市長は、市の職員を適切に指揮管理するとともに、その能力向上を図り、効率的な事務の執行を行わなければなりません。</p> <p>【解説等】</p> <p>本条は、市長が、市民から直接選挙によって選ばれた市の代表という地位にあり、<u>市長以外の執行機関に比較してその責任が重いことから、市長以外の執行機関とは別に責務を改めて明らかにするために設けたものです。</u></p> <p>第1項は、<u>市長が市民の代表として広く市民の声を聴くための仕組みをつくり、市民の信託にこたえ、責任を持って市政運営を行い、前条で明らかにした市長の権限を公正かつ誠実に執行する責務を定めたものです。</u></p>	<p>（市長の役割と責務）</p> <p>第10条 市長は、<u>市民の信託に応え、市政の代表者として、この条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。</u></p> <p>2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければなりません。</p> <p>3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければなりません。</p> <p>4 市長は、市の職員を適切に指揮管理するとともに、その能力向上を図り、効率的な事務の執行を行わなければなりません。</p> <p>【解説等】</p> <p>本条は、市長が、市民から直接選挙によって選ばれた市の代表という地位にあり、<u>市民の総意として制定するこの条例の重要性、最高規範性を認識し、市政運営にあたる責務を改めて明らかにするために設けたものです。</u></p> <p>第1項では、<u>市長は市民から信頼され市政を任された代表者であるという自覚を持ち、市民の福祉向上を目指し、経営感覚とコスト意識を持って誠実に、公平かつ公正な市政運営を行わなければならないことを定めています。</u></p>

討議用資料（H22.5.12 現在）	素案たたき台
<p>第2項は、<u>市長が前条に規定する市長の権限を行使するに当たり、自治の基本理念や基本原則にのっとり、市民の権利を常に保障することを基本としなければならないことを責務として定めたものです。</u></p> <p>第3項は、市民や市議会への市長の説明責任を明らかにしたものであり、市政運営の方針や内容はもとより、その目的・目標の達成状況について説明する責務を定めたものです。</p> <p>第4項は、<u>市の代表者として、市民へのサービス向上へつながることを目的とし、職員の能力向上に努めることをいいます。</u></p>	<p><u>また、市長は市民のまちづくりに参加する権利や知る権利を保障し、これを実現するための施策を講じなければならないとともに、市民主体のまちづくりを進める責務があります。</u></p> <p>第2項では、<u>市長が権限を行使するに当たっては、市民の自発的、積極的な参加によるまちづくりを推進するため、常に市民の権利を保障することに努めなければならないことを定めています。</u></p> <p>第3項は、市民や市議会への市長の説明責任を明らかにしたものであり、市政運営の方針や内容はもとより、その目的・目標の達成状況について説明する責務を定めたものです。</p> <p>第4項では、<u>市長は職員を統轄する立場であることから、効率的に事務を執行するため職員の人材育成に取り組み、能力開発に努めなければならないことを定めています。</u></p>